

(財) 日弁連法務研究財団
認証評価評議会 (第5回) 議事録

2006 (平成18) 年12月22日 (金) 午前10時~正午

(財) 日弁連法務研究財団：認証評価評議会（第5回）議事録

1 日 時 2006（平成18）年12月22日（金）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1701会議室

3 出席者

議 長 本林 徹

評議員 大谷 實、片山善博、北城恪太郎、佐柄木俊郎、新堂幸司、高木 剛
千種秀夫、中村睦男、吉村徳則（50音順・敬称略）

専務理事 星 ・行

事務局長 由岐和広

事務局長代行 山本崇晶

事務局次長 石井邦尚

事務局員 持田光則

4 議 題

（審議事項）

- 1) 認証評価評議会議長の選任
- 2) 議長代行者の指名
- 3) 異議審査委員会予備委員の選任
- 4) その他

（報告事項）

- 1) 本年度活動の中間報告
 - ① トライアル評価
 - ② 本評価の実施（駒澤大学、早稲田大学）
 - ③ 認証評価委託契約の締結状況
 - ④ 認証評価のあり方の調査研究
- 2) その他

（意見交換事項）

- 1) 第三者評価が十分に機能するための方策について
- 2) 評価の客観性・公平性について
- 3) その他

5 議 事（別紙）

（注：議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。）

【由岐事務局長】 定刻ですので、第5回認証評価評議会を開始させていただきます。まず、評議員の皆様の任期2年が経過いたしましたので、認証評価評議会議長の選任から始めたいと思います。議長選任までの間、本林前議長に仮議長をお願いいたします。

【本林前議長】 それでは、本林が仮議長を務めさせていただきたいと思います。法科大学院の認証評価事業基本規則10条の1というところで、認証評価評議会の議長は互選によって決するということになっておりますので、ご推薦がございましたら諮らせていただきたいと思います。

【新堂評議員】 評議員の新堂でございます。本林評議員に引き続き議長をお願いしてはいかがかと存じます。ご推薦いたします。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 よろしいでしょうか。大変荷が重いんですが、それではご推薦をいただいたということで、引き続き議長をやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の進行・議題の審議事項の2のほうに移りたいと思います。議長代行者の指名でございますが、これは運営規則の2条によって議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者が議長代行者になるということが決まっておりますが、今までは納谷評議員に代行をお引き受けいただいておりますけれども、今回は、納谷委員が大学基準協会、これはもう一つの評価機関として今、産声を上げようとしているところでございますが、そちらの評価委員会の委員長をお引き受けになるという予定でいらっしゃるということで、この評議会の評議員のままそちらの委員長を引き受けるということについては、若干コンフリクトがあるのではないかとということで、今回辞任をしたいというお話がございました。それを踏まえまして、議長である私といたしましては、それを了承させていただきます。千種評議員に代行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 よろしゅうございますか。では、千種委員、ひとつよろしく願い申し上げます。

【千種評議員】 了解いたしました。

【本林議長】 それから、審議事項の3でございます。異議審査委員会予備委員の選任でございますが、事務局のほうから説明をお願いします。

【由岐事務局長】 認証評価事業基本規則第43条の3によりますと、評価対象法科大学院から評価結果に対して異議が出された場合、異議審査委員のうち、当該法科大学院に利害関係がある委員がいる場合に、例えば一橋大学の後藤先生、あるいは早稲田大学の稲葉先生などが関係した場合においては、あらかじめ予備委員を選任しなければならないことになっております。そこで、その予備委員をご推薦いただきたいと思っております。資料26に葉山先生、星先生を事務局としては考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【本林議長】 今、ご説明がありましたように、異議審査委員会の正式メンバーがたまたま特定の大学の異議審査に当たるというようなことが事態として発生しかねないということで、その利害関係を調整するといいますか、それを避けるために予備委員にこの2名推薦をしたいということでございますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 葉山委員も星委員も弁護士会の会長を務められた方で、人格識見豊かな方だと思いますので、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【本林議長】 星先生がいらっしゃいますので、星先生、ひとつごあいさつお願いします。

【星専務理事】 葉山先生ともによろしくお願い申し上げます。あくまで予備でございますので。

【本林議長】 ありがとうございます。

それから、きょうは北城委員にお忙しいところおいでいただきまして、経済同友会の関係もございます。3月までというふうにお伺いしておりますが、お帰り前にぜひごあいさつ等、適宜おっしゃっていただければお願いしたいと存じますので、お願いいたします。それから、片山知事は11時20分ぐらいというお話でしたが。

【片山評議員】 11時30分ごろまで大丈夫です。

【本林議長】 それでは、中座なさるときにご意見いただきたいと思えます。

それでは、報告事項に移りたいと思えます。ご承知のように、認証評価機関である日弁連法務研究財団はトライアル評価を進めてまいりまして、その後、新司法試験が実施されたということもございまして、今までの評価のあり方等について、検証する時期に来ているのかなと思っております。そういう意味で、本年度の活動の中間報告をここで事務局か

らしてもらいまして、それをベースにして幾つかの問題点について意見交換をさせていただければと思っております。

それでは、活動報告を事務局のほうからお願いします。

【山本事務局長代行】 事務局の山本でございます。座って説明させていただきます。

本日配付させていただきました資料の28、パワーポイントの資料を中心にご説明させていただきます。このほかの資料といたしましては、資料の22、文部科学省作成の法科大学院の関連資料、それから、資料の20、当財団の2006年度活動報告でございます。

それでは、資料の28でございますが、これまでの準備状況でございます。おかげさまで、順調に、予定どおり進んでおります。評価基準につきましては、04年の5月に策定し、トライアル評価等の結果を踏まえまして、昨年の12月に改定をいたしました。

評価体制につきましても、評価員をどのぐらい確保できるかを懸念していたわけですが、評価員プールという形で198名を確保しております。これに加えて、最高裁及び法務省からの評価員の派遣もいただいております。評価をスムーズに実施できるであろうという状況でございます。

評価方法についての検討でございますが、トライアル評価を29校実施しております。当初、設立されました法科大学院が68校、その後設立されたものも含めまして74校でございます。その約3分の1の法科大学院につきまして、中をつぶさに拝見しております。どのようにして評価するかということについては、相応の経験を積んだところでございます。

それから最後、評価対象でございます。評価機関が3つ予定されておまして、評価を受ける学校が評価機関を選ぶという構造になっております。果たして当財団が選ばれるのかということが懸念されたところでございましたが、現在まで27校確保できております。74校中の27校でございます。ほぼ3分の1のシェアを確保、また学校の学生の定員数のシェアで申しまして、約3分の1でございます。

先ほど、議長からございましたトライアル評価ですが、どのようなことをしてきたかということをごっと申しますと、法科大学院から自己点検評価報告書、資料を出していただきまして、それをつぶさに見る。それから、財団が学生及び教員に直接アンケート調査をして、その結果を分析する。そして現地調査を行う。現地調査では、授業の見学、教員、学生との面談及び試験答案その他の検分をやってまいりました。いろいろ問題があるとおぼしき教員につきましては、面談時間を設定しまして、いろいろと事情を聞くということ

を実施いたしました。非常に厳しい指摘をして、おやめになった教員の方もおられます。試験答案につきましては、出してくれといっても当初はなかなか出てこない、もうないというのもありましたが、こういうことを重ねた結果といたしまして、各校が資料の整備を始めたといった状況でございます。

どのような学校にトライアル評価をしたのかということでございますが、資料20の活動報告の別紙1に表がございます。2年前の秋、國學院大學を皮切りといたしまして、ちょうど本日、28番目の青山学院の現地調査を行っております。国立・私立、大規模・小規模・中規模、あるいは地域等、さまざまの学校について行ってまいりました。目的は、調査方法の確立がメインでございまして、さまざまな法科大学院の方にも評価員として加わっていただき、やってきたところです。

右側に9つ欄が設けてございます。運営、入試、教員、FD、カリキュラム、授業、法曹養成、学習環境、成績評価、これは財団の評価する分野でございまして、それぞれ〇のついている分野に重点を置いて調査したということでございます。FD活動、つまり教育方法・教育内容の改善の取り組み、授業がどのようになされているかということ、法曹養成に向けた取り組みがしっかりとしているか、この3点を中心といたしまして、あとはその法科大学院の特性に応じまして、分野を指定して決めさせてもらいました。以上がトライアル評価でございます。

資料28に戻りまして、本評価の計画でございます。他機関に先行して本評価を実施する計画でございます。評価の実施、結果の公表のタイミングで見ますと、ことしの下期に2校計画しております。駒澤大学、早稲田大学です。結果が来年の3月に公表されます。同じく、07年の上期に4校、下期に7校、08年上期に8校、08年下期に6校を予定しております。能力的に満杯に近い状態でございます。

その原因の一つとして、当財団が他機関に先行しているという状況がございます。現在、法務研究財団のほかに大学評価・学位授与機構が認証評価機関としての認証を得ています。もう一つの財団法人大学基準協会は、現在認証申請中でありまして、今月に認証がおりるのではないかとされておりまして、06年の下期2校と07年の上期4校の全部で6校については、ほかの評価機関が評価結果を公表する前に当財団だけが評価結果を公表するということになります。そのため、どういう形で公表するのか、社会にどういう形で受け入れられるのかということを十分考慮した上で評価をし、その結果を公表する、あるいはその周辺の活動を行うのかということが喫緊の課題と認識しております。

具体的な評価対象校の内訳でございますが、資料20の別紙2をごらんいただけますでしょうか。評価対象法科大学院のリストでございます。

トライアル評価をお受けいただいた法科大学院の全てに必ず本評価を受けていただくというわけでもございません。趣旨が違うということでございます。トライアル評価は、財団の評価方法の確立のためにやらせていただいたもので、本評価は法科大学院の説明責任を果たすためにお受けいただくものでございます。もちろん、トライアル評価をお受けにならずに、本評価をお受けになるところもございます。

内訳でございますが、数でやはり全体の3分の1、人数的にも3分の1を占めてはございますが、国公・私立という内訳でいいますと、国立大学の割合が少ない、3校でございます。いずれも定員30名のところでございまして、人数シェアでいうと非常に小さい。国立大学のほとんどは大学評価・学位授与機構という国立系の評価機関の評価を受けるということでございます。これは、好ましいことではないのではないかとということを法科大学院協会場で我々は言っており、ほかの場でもアピールさせていただいたんですが、なかなか厚い壁があるように思われます。時期的には、そこそこばらけているのかなというふうに感じております。以上が、本評価の計画でございます。

ちなみに、まだ決めかねている法科大学院もあるようでございますので、引き続き営業活動といたしますか、対応可能であれば2008年の下期に実施するということも考えております。

ここで、全体情勢のご説明をさせていただきます。資料の22は、文部科学省が今年12月2日付で作成しました法科大学院関連のとりまとめの資料で、客観的な数字を出したものです。資料1が法科大学院一覧でございます。法科大学院数が74、入学定員5,825人、国公私立の内訳ということでございます。

資料2が修了認定の状況でございます。ちょうど設立から3年たちました。3年間は文部科学省に対する設置計画に従った運用がなされているという、いわば文科省の管理下にあるところでございます。その3年目が来まして、初めて修了生が出ました。法科大学院は3年コースと2年コースといたしますか、1年間スキップする学生がおりまして、それが平成16年の既修者というところで見ますと2,350名おります。そのうち、平成18年3月に無事修了した者が2,176名おります。また、修了途中で旧司法試験に合格したということで、おやめになった方も92名おります。純粹に修了したくてできなかった者の数がいくらかあるのかということを考えますと、96%が修了している、要するに厳格な成

績評価・修了認定ということが必要なわけですが、96%が修了するというのは一体どういう事態かということがマスコミ等で言われたものでございます。1枚めくった2枚目に朝日新聞の記事のコピーがございます。

資料3は文部科学省による法科大学院設置計画履行状況の調査結果についてのコメントでございます。3年間は設置計画をちゃんと履行しているかというフォローアップと申しますか、点検が設置審議会で行われておりまして、その結果こういうことが見出されましたという結果が公表されております。その一端がここに載せられております。下に3つ例がありまして、1つ目は、授業内容及び方法の改善を図るための組織の立ち上げが遅れていたり、組織していても一部の教員間における取り組みにとどまるなどの大学に対し、一層の取り組みを求めるもので、24大学。いわゆるFD活動が必ずしも行き渡っていない。それから2点目は、教員間の成績評価に関する調整・連携が不十分なため、科目ごとの評価結果に差が生じるなどの問題がある大学に対し、成績評価基準の明確化及び明示、運用が必ずしも適切でないもので、17大学。3点目は、学生の授業評価アンケートをとって、その結果のフィードバックをしなさいというような調査項目があるんですが、これが不十分であるというところで、11大学。3年間は、文科省の調査がなされまして、あとは認証評価機関がおのおの行い、その結果を公表するという制度になってございます。

資料4は、入学者選抜の実施の推移です。平成16年、17年、18年の入学志望者、入学者の推移が数字として挙がっています。全体から見ますと、当初1年目のフィーバーぶりに比べまして、司法試験の合格率が当初予想されていたよりも随分少ないのではないかと申すこと等により志望者が減っている。特に社会人が仕事をなげうって法科大学院に身を投じるという割合がいささか減じている。ですから、法科大学院の側で、多様な入学者の確保、つまり3割程度は社会人及び他学部、法学部以外から採りなさいといったことの達成状況がやや難しくなっているという情勢がございまして。

次に、司法試験の方ですが、資料5をごらんください。法科大学院制度の先にあります新司法試験がこの秋に実施されまして、結果が出ました。それが資料5です。出願者2,137名のうち1,009名が合格しており、合格率は48%です。その次のページに各法科大学院の受験者の出願者と合格者の状況が出ております。これで各法科大学院のランクづけがされるんじゃないかと申されております。ただ、ことしは既修者、2年コースの修了生が受験者でして、ほとんどがこれまでの司法試験の浪人組です。2年間法科大学院に行っただけで受験したということですので、必ずしも法科大学院の教育の成果が出ている

とはいえない面もあろうとは存じます。この結果と、それから認証評価機関の評価結果との突き合わせというようなことがこれから出てくるのではないかと思います。

次のページ、6-1が認証評価制度の概要、及びその次の頁が評価事業の状況でして、当財団の活動状況の詳細も書いています。さらに次の頁は、認証評価機関の評価事業の状況で、上が当財団の活動状況、下が大学評価・学位授与機構の活動状況です。大学評価・学位授与機構は国立を中心としまして、平成17年度に予備評価を4校実施、平成18年度に13校の評価を実施いたします。国立が11校、私立が2校でございます。平成19年度から本評価を実施いたします。

資料7以降は、中教審の開催状況でございます。

資料8は、自民党の法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会・司法制度調査会でなされている議論の状況です。審議会及び調査会におきましても、財団としてさまざまな報告をしておりますし、またいろいろ意見も出させていただいております。

以上が一般的な情勢のご紹介でございます。

先ほどの資料28に戻ります。3、課題でございます。本日の意見交換の対象となることとも一部重なりますけれども、文部科学省の調査研究の委託を受けまして、認証評価のあり方についての研究をしております。本年度のテーマが3つあります。

1つ目は、評価判定の目安の確立です。これは、これまでのトライアル評価の総括です。どんな視点から評価をしてきたのか、するべきか。実際の29校の法科大学院の取り組み状況、取り組み事例をまとめまして、来年の3月26日にシンポジウムを予定していますが、そこで公表する予定です。

2点目は、法科大学院の情報整備のあり方についてです。そもそも法科大学院自体が自己点検・評価し、改善していくことが根本です。その体制ができているのか。厳格な成績評価をしておりますという自己評価をなさるわけですけれども、それにしては資料整理ができていない、ちゃんとやっているのか検証しようと思っても、答案がどこにあるかわかりません、把握していません、相互チェックはされておられませんというのではおかしい。その体制の構築ができていのかどうかというのが、非常に重いのではないかとということです。評価の方法としても、結局、検証体制がしっかりと整備されていることの確認と、サンプルチェックをするということになるかと感じております。ちょうど世の中でも、会社の内部統制自体をしっかりしなさい、書面化しなさい、その上に立った評価チェックをします、という意味で、同じような状況ではないかと感じております。

最後が、評価結果の法科大学院の改善への結びつけでございます。評価しっぱなしに終わらせない工夫が必要である。評価報告書をお届けして、大変でしたね、ありがとうございます、これで終わってしまっただけで、それを踏まえてどういう改善活動がなされるか、その先の工夫をどういうふうにするのかというところの研究でございます。評価につきましても留保つきの評価、こういうところの改善を踏まえてこう評価されるであるとか、あるいは改善しなさい、改善結果を公表しなさいといったような手当てを評価報告書の中でしておくこと、あるいは、時期を置いて再評価をするということを取り付けておく。これは認証評価委託契約、あるいは評価手続規則の中で、仕掛けとしては用意していたのですが、いよいよ本評価を迎えまして、こういうことをしなければならぬのではないかとそれにまつわるいろいろな工夫を考えていかなければならないということでの、研究テーマです。

以上が、当財団のこれまでの状況、本年度の活動の報告でございます。

【本林議長】 今、活動の報告がございましたけれども、この段階でご質問をお受けするか、若干補足をしてからにするかと思っておりますけれども、お手元に2枚物のコピーの、審議会の意見書を席上配付させていただいております。これが実は司法制度改革審議会の意見書の中で、認証評価機関、いわゆる第三者評価について、どういうことを意見書が役割として期待していたのかということで、2枚目の下のところに70ページと書いてございますけれども、この大きな括弧の枠がある意味ではまとめなのではございますけれども、その下の記述のほうが内容を詳しく示していると思うんです。この「法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとす」ということ、要するに入り口の段階では、できるだけ広く参入を認める、「ただし、その基準は、法曹養成の中核的機関としての使命にふさわしいものでなければならない。また、法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価を継続的に実施すべきである。法科大学院の第三者評価の仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのものであって、大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは、密接に関連しつつも、独立した意義と機能を有するものであり、評価基準の策定や運用等に当たっては、それぞれの意義と機能を踏まえつつ、相互に有機的な連携を確保すべきである。第三者評価を実施する機関の構成については、法曹関係者や大学関係者等のほかに外部有識者の参加によって客観性・公平

性・透明性を確保すべきである」ということがうたわれているわけであります。

それで最近、自民党の法曹養成に関する小委員会がございまして、ここでも第1回の新司法試験が行われた、その結果も出てきた、それから認証評価機関のトライアル活動も進められてきているということで、ある種、この段階での取りまとめというのをしたいということで議論が進んでいるようでございます。これをちょっと事務局のほうから簡単にご説明をいただいて、それから議論をしたいと思います。

【山本事務局長代行】 資料23と24です。いずれも自民党の司法制度調査会、法曹養成小委員会の資料です。資料23は11月29日に行われましたもので、論点整理をしているものです。認証評価だけではございまして、法科大学院のみならず司法修習も含めたものです。法科大学院についてのさまざまな状況、教育内容、実務と理論の架橋等について、触れられています。また、配布資料、添付資料の中には日弁連から出しました法曹人口の推移予測であるとか、弁護士人口の各地域別の数だとかも含まれています。

資料の24は12月13日に開かれました委員会において出された、中間報告の案です。「新たな法曹養成制度の理念の実現のために(案)」ということで、現在、まだ修文中と聞いております。その中で、第三者評価、つまり認証評価について触れてある部分について見てみたいと思います。3ページの真ん中から少し上のところですが、こういう記述がございまして。「厳格な成績評価と修了認定について書いてあるところですが、こういう記述がございまして。「厳格な成績評価と修了認定の実効性を担保するための仕組みとしては、認証評価機関による第三者評価の制度が存在する。認証評価機関による正式評価は、まだなされていないが、情報を受け取る国民の視点に立って、中立かつ厳格な評価を行うべきである。また、文部科学省においては、事後的な第三者評価だけに頼ることなく、その前段階から、各法科大学院に対し、履行状況調査を的確に行い、その調査結果に基づく留意事項等の改善を徹底するように、一層働きかけるべきである。また、認証評価において不適格ないしは問題があると指摘された法科大学院に対しては、必要な場合には、財政的支援の見直しを含む厳格な対応を適切に行うとともに、不適切な評価を行う認証評価機関に対しては、指導を強めるなど、現存する担保措置を適時適切に行う必要がある」。法科大学院の現状について、大変ご心配されていまして、まだ認証評価は始まっていないのですけれども、そんな事後的評価で大丈夫か、文部科学省は3年間の経過期間のみならず、今後も前倒し前倒しで事前監督を強めるべきであるかのような記述もありまして、そんな屋上屋を架すようなことをされては、認証評価機関の存在意義が不透明になってしまうのではないかと思えるような

記述がありました。この辺は、当財団としてもいろいろ意見を言わなければいけないところでは。

それから、その下（５）認証評価という項目があります。「法科大学院が、法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性等を維持するためには、認証評価機関による第三者評価が十分に機能することが極めて重要であり、そのためには、認証評価機関の評価能力を向上させるとともに、その評価の客観性・公平性等が確保されることが必要不可欠である。今後実施される第三者評価については、それぞれ、上記のような観点から、その制度が十分な役割を果たしているかどうかを注視していかなければならない」。昨今、建築物の耐震偽装であるとか、あるいは企業の会計報告、財務諸表であるとか、評価される側が依頼して、お金を払って評価してもらうものに対する社会の信頼について、「ほんとに大丈夫か」ということがいろいろ言われている。法科大学院の法曹養成に重要なことを果たすべきところが認証評価機関だけでほんとうに大丈夫なのか、よくみんな目を凝らして見なきゃいかんよ、ということが言われているということです。

以上です。

【本林議長】 自民党の司法制度調査会の小委員会のまとめもございますので、そこできょう議題にありますように、若干この第三者評価が十分に機能していることが大事なんだということを言って、それで評価能力を向上させる、あるいは評価の客観性・公平性が確保されることが不可欠だといっている、この自民党の小委員会の指摘等を念頭に置きながら、今までの当認証評価機関の活動がそれに照らして十分充実したものであったかどうかという点、それから評価そのものが教育水準、あるいは成績評価・修了認定の厳格さというものを担保する最も重要なものであるという位置づけからしまして、評価報告書というのが最終的には非常に重要な位置づけになっていかなければいけないわけなので、そういうところについて、若干意見交換をさせていただければと思っております。

トライアル評価では、先ほどご紹介あったように、現地に赴いて授業を聞いて、大学サイドから用意された自己点検の書類を十分点検した上で、現地で学生、あるいはファカルティのメンバーと相当議論をし、その結果、つくり上げた評価報告書というものがトライアル段階でも20数校あるわけですけれども、私もその評価委員会にずっと出ておまして、それは大変な労力を皆さんお割きになってやっておられまして、そのエネルギーの投入度というのは大変なものであるというふうには拝見をしておるわけです。ほんとうはその評価報告書のサンプルをお見せしたいぐらいなんですけれども、大体60ページから

100ページぐらいあるんでしょうか、かなり詳細な評価をしていらっしゃるということではございます。

それで、先ほど資料の中で、トライアル評価を踏まえて、本評価を駒澤大学と早稲田大学について始めているということで、トライアル評価よりもより一層、本評価は詳しいことになると思うんですけれども、本評価では、どういうスケジュールで、どんなふうに行っているのかということについて、評議会の先生方にイメージを持っていただくために、資料20の別紙3というのがございますが、これは駒澤大学の本評価の日程表ということではございます。これに即して、どんな感じで進めておられるのか、あるいは進めようとしておられるのか説明をお願いします。

【由岐事務局長】 その前に、新堂理事長が研究科長を務めている愛知大学のトライアル評価の評価報告書を回覧という形で回させていただきますので、ご覧下さい。

【本林議長】 そうですね。それでは、そのトライアル評価の評価報告書の一つのサンプルを新堂先生のご了解の下、愛知大学のものを拝見させていただきながら、この駒澤大学の本評価の例をちょっとご説明いただけますでしょうか。

【山本事務局長代行】 別紙3の1枚目が駒澤大学ですが、別紙4の早稲田大学の方をごらんいただけますでしょうか。

【本林議長】 そっちのほうがいいですかね。

【山本事務局長代行】 私自身が早稲田大学のほうに参加したものですから。

【本林議長】 それでは、別紙4で早稲田の方に行きましょう。

【山本事務局長代行】 資料20の別紙4です。早稲田大学は入学定員が300名という大規模の法科大学院です。ファカルティーメンバーも専任教員で73名、非常勤の教員を含めると150名規模でございます。学生が810名程在籍しておりまして、開設の科目が150程あります。試験答案も選び抜いたんですけれども、6,000通ぐらい中心となる科目の分を見ることになりました。極めて大規模な法科大学院をどういうふうに調査し、評価するのが問題でした。評価体制としましては、評価チーム9名です。評価チームの研究者教員の中には、国立大学の研究科長の方もいらっしゃいました。また実務家では、法務省派遣の方及び最高裁派遣の司法研修所教官の方もいらっしゃいました。

別紙4ですが、12月3日、日曜日の夕刻、早稲田大学の近くのホテルに参集いたしまして、夜中10時まで直前の検討会を行いました。だれが何を見るのか、どういうことをやるのかを最後に確認して、翌4日、月曜日の朝に早稲田大学を訪れます。控室に入りま

して、その後すぐに9時から顔合わせとともに研究科長から法科大学院のプレゼンテーションを受けました。現在、早稲田の法科大学院がどういう状況にあつて、どういう問題を抱えているのか、それに対してどういう取り組みをしているのかという概要の説明を25分ほど受けます。それを受けた上で、主な問題点についての若干の質疑を持ちます。それから、各自散りまして、施設見学であるとか、あるいは授業見学、あるいは教員との面談、答案等の資料閲覧に入ります。ざっといきまして、お昼休みにはお弁当を食べながら学生との意見交換をして、いろいろな話を聞くという、こういうことを3日間やりまして、3日目の夕刻、17時30分から評価チームとして、大体どうであったかという所見の発表をさせていただきます。それから、その所見を踏まえた意見交換を若干やりまして、終了というのが現地調査でありました。

【由岐事務局長】 それでは私の方から、駒澤大学の現地調査を簡単にご説明させていただきます。大学から出た自己点検評価報告書に基づいて、現地調査の1ヶ月ぐらい前に評価員の先生方が4時間ぐらいかけて事前検討会というのをを行います。その後、3泊4日の現地調査になりますが、まず前日に4時間から5時間かけて、もう一度、点検をしまして、翌日の朝8時半から6時ぐらいまで大学に行って、3日間お昼休みなしでやらせていただいております。私の印象なんですけれども、3泊4日は体力的に非常にきついです。きついです、長いという感覚が不思議となくて、あっという間に3日間たってしまうという印象でございます。ちょっとマニアックになってきたかもしれないんですけども。また、夜は卒業生との懇談会などもあったりすると、1日のうち14時間ぐらいは評価に費やしていることになります。その他には、教員との面談、あるいは答案を見させていただく、あるいは授業を見させていただくということをさせていただきました。

こんな感じですが、私の感覚では、3泊4日は必要だなという感覚でございます。ほんとうに大学とは真剣に向き合わせていただいているという印象で、大学のほうも真剣にやっていたらという印象を私どもも持っております。ただ、小規模大学でしたので、比較的1カ所に集中してという形になりました。

【本林議長】 ありがとうございます。

【山本事務局長代行】 自己点検評価報告書でございますが、実際にトライアル評価をされているということもありまして、出てきたものが非常に洗練されたものになっている傾向がございます。それと、早稲田大学の場合には、自己点検評価報告書の中で、それぞれの分野別のランク評価もみずからなさっているわけですが、それも公表されると聞いて

います。財団の評価報告書も公表します。それを突き合わせて見るという格好になることが予想されます。

それから、現地へ行きましていろいろ問題が出る都度、この先生に会いたい、この資料はないかといったようなことを次々要求しまして、出していただくということもしております。行けば行くほど興味がわくというような現象もあります。

【吉村評議員】 洗練された自己点検評価報告書が出されるというのも、何だか要領がよいなという感じもするんだけど。

【由岐事務局長】 両方あると思います。正直申し上げて、(トライアル評価では) 実態とかけ離れた自己点検評価報告書もまま見受けるところでございます。

【佐柄木評議員】 両校ともトライアルをやっていると思うんですが、評価員の選考の際に、トライアルに参加したかどうかということは関係ありますか。

【由岐事務局長】 トライアルは、あくまでも我々の評価基準の見直しのためにお願いしているということと、多くの大学の先生に参加してもらおう。例えば、あんまり授業がうまくないなという大学でも、その先生にほかの大学を見てもらって、自大学に持ち帰ってもらおうという趣旨からトライアルをやっております。本評価に当たっては、そういう実験的なことができないので、ちょっと視点が変わってくるということでございます。

【山本事務局長代行】 評価員には重なりはございません。トライアルで行った評価員と本評価で行った評価員は全く別でございます。トライアル評価の資料も使っておりません。予断を持たずに見るという趣旨です。

【本林議長】 法務研究財団の認証評価機関としての活動というのは、ほかの学位授与機構という、どちらかという国立を中心に評価をしていくというところよりも、いわば先駆けて動き出して、トライアル評価をする中で評価の基準だとか、評価の仕方もこちらサイドとしては工夫をし、また相手方の法科大学院のほうも相当、評価基準その他、実際の調査が厳しいという一般的な評価を受けていると思っています。

あと、学位授与機構と異なって、第三者性がこの機関のほう非常に強いというふうには言われているところでありまして、あと法曹養成にいかに取り組んでいくか、そこに力点があるというようなこと、それから現地調査というものを非常に大事にしているというようなことに特徴があったかと思っております。評価機関が十分機能していくというためには、評価の中身というのが非常にしっかりしているといえますか、厳格で充実していて、しかも信頼性が高いというようなことが要求されるかと思うんですけれども、今まで、概

略を説明させていただきまして、ご質問でも全般的な印象でも結構ですが、そのあたりからございましたら、ちょっとおっしゃっていただけますか。片山知事、どうぞ。

【片山評議員】 今、おっしゃった評価システムがうまく機能して、信頼性を確保するためには、評価機関の力量、誠実性とか、スキルとかあると思うんですけども、もう一方重要なのは、評価を受ける側の姿勢だと思うんです。第三者評価をちゃんと受けて、自分の大学院の質を高くしよう、そのために評価を受けるんだというふうに皆さん思っていればいいんですけども、義務として受けなきゃいけない、いい点数だけ取ればいいんだと、大体日本はそうなるんですね。そこで、受け手の側の姿勢というか、志は印象としてはいかがでしょうか。さきほどの非常に洗練されていたというのは、実に微妙な表現だと思うんですね。そこは危険性があると思うんです。受け手の質が悪いというか、志がないとうまくいかないと思うんです。

といいますのは、ISOの仕組みがありますでしょう。例えば、私のところの県庁でもISO14001という国際環境基準の認証を受けているんです。3年ごとに見直し、点検があるわけです。それで、この間見てみますと、3回ぐらいやったんですけども、段々審査が手抜きになるんです。だんだん値段も下がっていくんです。安かろう悪かろう、認証機関の競争が激しくなって、私のほうは別にお金を下げなくてもいいんですけども、入札するとすごく下がるんです。それで手抜きになって、ほんとうにやってくれているのかなと思うんですけども、そんなふうになってしまうんです。ですから、受け手側、評価を受ける側が評価を受けることのミッションを間違えると、評価制度は機能しなくなってしまうんじゃないかなと思うんですが、そこが気になるところです。

【本林議長】 それは受け手の志というのは、どうでしょうか。

【由岐事務局長】 大学の先生方がいらっしゃるので、大学の先生方に聞いた方がいいと思うんですけども。まだ始まったばかりということなんですが、受け手側の先生方を3年間見た印象では、1年目は法科大学院は混乱していました。ただ、2年目、3年目になるとかなり落ちついて、今年カリキュラムの変更も含めて、大学が積極的に取り組んでいるという印象を持っております。

それと、この評価機関の特徴かもしれないんですが、自己改革システム、大学が自分で改革するシステムを持っていることを高く評価しようということになっておりますので、我々は評価することが目的というよりも、大学の自己改革をお手伝いするという姿勢だけは持っていきたいと思っております。むしろ大学の先生にお伺いしたいんですけども、

現時点で、私が持っている印象としては、まだ始まったばかりですが、大学側が手抜きをしているという印象はございません。

【山本事務局長代行】 志という点でございますが、自己点検評価報告書を書かれる方、及び執行部の志は基本的に高いのではないかと考えます。ただ、それがほかの教員の方と同一かというところが非常に大きな問題であります。

【北城評議員】 トライアル評価の評価報告書を拝見させていただいたんですが、非常によく書かれているんじゃないでしょうか。評価もAとかBとか不合格とかもはっきり書いてあるので、一般によく評価をするときに、ほんとうにいいのか悪いのか、どのぐらいいいのかよくわからない。文章で書いてあると、その内容をよく理解できないので、非常によく書かれているんじゃないでしょうか。これを見て、各大学が評価を高めようと非常によく努力をしたようだし、また学生の側からも、どの大学を選ぶかという非常に重要な情報だと思うんです。

心配は、まず評価機関が適切に評価をしているのかどうかという、この評価機関の活動の客観性というのが要求されるから、どういう取り組み、調査をしたのか、いろいろな試験の結果等を調べたというような調査機関の活動の客観性というのは残しておいたほうがいいのかなと思います。

将来、やっぱり問題になるのは、評価機関の評価というのがどうしても出てくるんじゃないでしょうか。要するに、安くて、何かいい報告書を書いてくれるところをみんなが選ぶというような方向に行ってしまうのは、この評価機関そのものの意味がなくなってしまう。学位授与機構がどういう活動をされるかよくわかりませんが、報告があった3つの機関の中で、どこかの評価の機関は非常によい評価を書いてくれる。時間もかからないし、お金も安い。こういったときに、みんながそっちに行ってしまったのでは評価機関の意味がなくなるんじゃないでしょうか。

この辺は、アメリカでも、ご存じのように、公認会計士が企業の会計の内容を監査するんですけども、公認会計士事務所が行っている監査の活動は適正かどうかを監査する、もう一つの組織ができています。一遍に日本がそこまでいくかというのはあるにしても、やはりこのような形で、評価機関の活動の妥当性をどう保証していくのか、それを少なくとも、我々がほかの機関を評価することではないにしても、この活動はいかに適正に行われているかというようなことを資料としてまとめる話は、いろいろな形で公表して、この活動の透明性が、またこの機関の価値を高めるんじゃないかなという気がします。ただ、あ

まり厳しい方向性を出すと、こっちの危ないところまで出てしまうかもしれない。

それから、国立なんかはどうしてみんな学位授与機構にいつてしまうんでしょうか。やはり国立だということもあるんでしょうが。

【本林議長】 新堂先生、今のご質問はどうでしょうか。どうして国立はみんな授与機構のほうに行ってしまうのでしょうか。

【新堂評議員】 文科省の方に顔を向けている面があるんじゃないでしょうか。いろいろと予算でも縛られているということですから。

【片山評議員】 日本はすぐそうなっちゃうんですね。結局、学位授与機構というのは、文科省の天下り法人でしょう。こっちのほうに頼めば、何かいいことがある、実際あるんだと思うんですね。そうすると、ほんとうの評価をしてもらって、その評価結果を生かしていこうという、そういう志はなくなりかねないですね。

【中村評議員】 私は国立大学なのですが（笑）。中期計画の評価がございますね、終わったあと。その前に、20年に暫定評価があつて、教育研究の内容については大学評価・学位授与機構でやられることになっているんです。ですから、ふだんからやっぱり、その意味で接触が多いものですから、やはり法科大学院も頼みやすいと、おそらくそれはあると思います。

【片山評議員】 例えば一般的な大学の評価は、学位授与機構以外に評価機関があるのでしょうか。

【中村評議員】 国立大学法人評価委員会が別にあるんです。それは経営から全部一緒になっていて、特に教育研究の部分が、大学評価・学位授与機構というところで評価をするというような二段構えになっています。

【片山評議員】 その学位授与機構と同じような評価機関というのは別にあるんですか。

【中村評議員】 いいえ。

【片山評議員】 選択的ではなくて。

【中村評議員】 なくて、教育研究の中期計画に対する評価は、1つそこだけです。

【本林議長】 ご承知のように、アメリカのロースクールでは、ABAというアメリカの法曹協会、これはほとんど法曹一元ですので弁護士が中心ですが、そこが一元的に評価をやっているんです。この審議会の意見書では、この認証を受けた評価機関というのは複数あったほうがいいと。そうしないと、どこか1カ所だと、そこと質で対抗する機関が生まれにくいということにかなり懸念をして、複数できてくるというのは、むしろそれはプラ

スファクターだという評価をしまして、さっきISOのお話も出ましたけれども、おそらくこの法科大学院の評価の機関として認証を受けるのは、おそらく学位授与機構と、この法務研究財団と、それから、今立ち上がりかけている大学基準協会。この基準協会というのは、どちらかというと、学位授与機構と対峙する関係で、私立を中心に今まで活動してきたということがあって、そういう意味で、この法務研究財団というのは、いわば独自性を持って、全く第三者性が強いと。文科省ともほとんど、ある意味でのリンクはない。実務家を中心に理論と実務を架橋するという、この意見書の趣旨に従って、一番望ましいスタイルとしてでき上がったという位置づけになっています。おそらく、この3つ以外に評価機関が出てくるということは、現実的には予測が多分できない。この3つで動いていくということになるだろうと思っております。

【千種評議員】 感想になりますが、私のところは私立ですが、機構のほうに行こうとしているわけです。どうしてそうなるかということは、さっきお二方からもお話がありましたように、やっぱり、法科大学院だけじゃなくて、ずっと大学とか高校とか、学校全体は文科省の審査を受けてきましたし、その人的というか、組織的というか、そういう緊密性は文科省とがっちりできている歴史があるわけです。係の者は、文科省へ行けば、知っている人も多いでしょうが、法務省とか日弁連というところは、どこにあるかもよく知らない。我々こそ親しいのですけれども、係の職員などは、どこにあるかもわからない。そういうのが現状です。私などはどっちかというと法曹の一員ですから、どうしてもそういう観点から見ようと思わない。そうすると、何か2つ別のものがあるように、強いて言えば、文科省がいくらいいと言っても、この評価委員会というのは、これは法科大学院としてはだめだよと言えるぐらいのことではないと、いい法科大学院なんかできっこないという気がするのです。

現に、ここでも本格的な調査を全国でおやりになるというのですけれども、私は実は、弁護士の資格もあるので、日弁連の中の法科大学院検討委員会にも出ているのですが、ほんの2日ほど前に、ある大学は実務と理論の架橋が十分でないというような話が出まして、「どうしてそうなっているんだろう」「いや、実務家が3人しかいない」「それじゃ無理だな」というような話が出ましたけれども、そういうことは文科省は一体どういうふうに評価するのか、あるいは、この評価委員会がどういうふうに評価するのか、実をいうと、不安を持ちながら、楽しみに待っているところなのです。そういう現状ですから、まだ本格的な報告は一つも出ていない、3年未満の試行期間と言ったらいいのか、これからという

ことですから、やっぱりそれはやっていって、だんだんと相補い、充実し、定着していくというためには、まだ若干時間を要するかなという感じを抱いております。

【佐柄木評議員】 当座の社会的な評価ということであると、私はやはり司法試験の合格者というのが先行するだろうと思うんですね。だけど、もともと、すぐれた法曹をどうやって養成するか、そのためのスクールだということですから、理想的に言えば、すぐれた教育をやっているところが、たくさん司法試験の合格者を出していくことになっていく。また、シビアな判定を受けて、それで立派な評価を受けたところが、多くの合格者を出していくというふうになっていくことが、望ましい姿ですよ。そういう意味でいうと、やっぱり新司法試験のあり方というのは、決定的に重要なのかなということをおぼろげに思っていますね。

【本林議長】 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。

高木さん、何かご意見はございますか。

【高木評議員】 ことしの司法試験はまだ既修者の2年コースの人たちの試験だけでしたから。

【本林議長】 来年が本番ですね。

【高木評議員】 ええ、来年の結果、あるいはそれ以降の試験結果とこの評価について、評価で非常にいい評価を得てきたけれども、結果としての合格者数、合格者率、その辺の相関がどういうことになるのかによる。もちろんその過程で、今、74大学ですか、おそらくおやめになる、淘汰というか、競争の結果も出てくるんじゃないかなと。そういう意味で、評価と結果の相関みたいなものがどういうふうになってくるのか、その点どうかなと思ったり、それから、私は東大の法科大学院運営諮問会議というのに出させていただいておるんですが、この間、大学評価・学位授与機構の予備調査というんですか、何か受けられたようで、その内容についてのコメントがこの間の会議でもございましたけれども、これを気にして、こういうコメントをもらったけど、大学としては、こういう思いで、こういうやり方をやってるんだということですね。だから、予備評価ですから、それがどういうことなのか、よくわかりませんが、下された評価と、それに対し納得されているかどうか、及び、そういうことで指摘された事項に、的確に向かい合っているのかどうか、学校によって大分違うのかなと思ったりもして、その辺のコメントを聞いておりました。感想みたいなことで。

【本林議長】 その辺はどうですか。どうぞ。

【新堂評議員】 私は、先ほど回覧いただいた愛知大学に関係しているもので、発言するのはどうかと思いますけれども、私自身はほとんど関知しておりませんが評価を受けた側の同僚たちの話を聞いたところを、1, 2 ご紹介しますと、おおむね、やはり受けてよかったという感想を持っております。確かに、大学の中の何と申しますか、アカウンタビリティというようなものが外にうまく表現できるようになったということでは、評価できるかと思うんですが、やはり、大学で独自のプログラムで、カリキュラムのようなものを一生懸命やっているということについて、多少、大学も自治の範囲を相当狭められてきているという印象を持ったということです。もう少し余裕のある基準が必要ではないか。例えば、正規の授業の予習時間を、かなり一定の時間に制限すべきであると評価されておりましたが、大学サイドとしては、学生のレベルを考えて、これだけの予習をこなさないと十分な教育効果が上がらないという、短い経験ですけれども、教育者としての経験から、ある程度の予習や課題を決めてきているんですけれども、一般的な標準で、何時間以上、そういう課題を課してはいけないとか、非常に均一的な基準ですばっと切られているというようなところについては、やや納得性が得られていないのではないかという印象を持ちました。

例えばFD活動、ファカルティー・ディベロプメントですね。これなんかについても、評価される側としては、もっと活発にやりなさい、大学院全体が一致してやりなさいというような、相当、法科大学院の教授のメンバー全員がそれに参加すべきだという趣旨はよくわかるんですけれども、FD委員会には、全員が委員として参加すべきであるというような評価を受けたらしいので、これには納得ができないと。何のために教授会があって、その上に屋上屋を架すような同一メンバーのFD委員会を設けるのかというような、非常に反発した意見が強くありました。そういう意味で、評価の基準そのものについての納得性が、評価を受ける側との間でまだ十分に得られてなかったのではないか、こんなふうに私としては思った次第です。

【本林議長】 はい、どうぞ。

【由岐事務局長】 軋轢もいろいろあるんですが、ただ、先ほど司法試験との関係とか新堂先生がおっしゃったようなことで、例えば私どもの評価と新司法試験の結果を比べて、基本的には、そう違わない。それはなぜかという、大学と学生の信頼関係があるところは司法試験の結果もよかったですし、学生が大学を信頼しているものですから、FD 活動等も基本的に良かった。そう大きく差はなかった。これは言いわけになりますけれども、

トライアルは、あくまでも評価基準をきちんと議論するために、思い切った意見を出してもらおうということでやらせていただきました。逆に言いますと、本評価というのは、もう少しきちんと協議しながら、教育ですから、あまり焦って教育効果を求められても、おそらく大学側も困るということは私も了解しておりますので、ゆっくり、かつ確実にいい方向に向かっていくような方向を目指していこうと思っています。新司法試験がドラステイックな形で出ておりますけれども結果的には、大きく予想に反した結果ではなかったというのが、私どものとらえ方です。逆に、裏カリキュラムをつくって、裏カリキュラムというのは、カリキュラム以外に倍ぐらいやっていた大学があったというので、そこもあまりいい結果が出なかったのもので、結局、それをやめたという話も私は伺っているんです。やはり大学と学生の信頼関係が厚いところ、つまり、予備校へダブルスクールで行っているところはあまりいい結果が出なくて、その意味ではよかったのかなと考えています。

【北城評議員】 いわゆる司法試験の問題、試験のやり方そのものが、皆さんの意見も含めて、好ましいものかどうかというのは常に出していかないと、本来の趣旨と違う試験が行われてしまい、結局、最後は出口の試験に合わせて学生を育てるということになるので、司法試験のあり方そのものは、引き続き皆様いろいろご意見を出されたほうがいいと思います。

もう一点、評価に関して、トライアルとして出したものが適切でなければ、私は変えていいと思うんですが、変えた上で、今回のように評価をはっきりAとかBとかCとか出されることは非常にいいことではないでしょうか。今、学位授与機構のほうの評価がどういうふうになったのか、私も最近はよく知らないんですが、あそこで書いてある評価というのはほとんど、この大学はこういうことをしたいと書いて、それに対してやったかどうかばかり書いてあるので、我々実業界から見ると、どこの大学がいい教育をやっているのか、さっぱりわからない。こちらみたいに統一した基準で、この学校はいいとか悪いとか書いていただいたほうが、全体としてどう努力しているのかよくわかるので、今回の評価、基準そのものはいろいろ議論していただくとして、報告書の出し方としては非常にわかりやすい。逆に言うと、今回、こちらが先に出ているだけに、学位授与機構がどうやって出されるかはわかりませんが、いい刺激を与えるのではないかと。私は非常にいい報告書、難しい教育の問題に対して、あれだけきっちり書かれたのには感心はしています。

【本林議長】 確かに、これは私の個人的な考えですけど、大学の先生というのは、大

学の自治もありまして、あまり大学そのものの経営の評価というのではなくて、授業の中身とか、それから教授同士のコミュニケーション、あるいはファカルティーディベロPMENTという、その中身まで第三者の目で見られるということは、もう今まで全く経験していなかったといいますか、革命的だということで、そういう意味で、このトライアル評価の中で、いろいろ軋轢はありましたけれども、切り込んで、かなり学校側でも、その必要性を認識し、改善の方向に動いてこられた。これがおそらく一番大きな効果だったんじゃないかなと。

先ほどからお話ありましたように、評価が高いということが司法試験の合格率に結びついていくのか、そこが必ずしも結びつかないで乖離していると、理想的な教育をしていて高い評価を受けている、だけど司法試験は非常に合格数が少ないとかということがないようにするための工夫というのは、これはもう、さっきおっしゃったように、司法試験の中身自体が、授業をできるだけ忠実に反映して、幅広い分析能力だとか、そういったものを試すような、従来のような司法試験とは違うような形にしていくということで、これはかなり努力をされたというふうには聞いているんですけども、その辺の評価はどうなんでしょうか。今度、新司法試験の法科大学院の理想との関係で。

【由岐事務局長】 例えば、司法試験では択一と論文をやっているんですが、択一については、一部、あまりにも細かいのではないかという評価もあるんですけども、おおむねこんなものだろうと。論文については、今までと違って、簡単にご紹介していきますと、長文で事実分析をして論理展開するという問題なんですけれども、これについても、おおむねよい評価、法科大学院の教育を踏まえた問題である、一部、論点が多過ぎて、全部をきちんと整理することは難しいという評価もございしますが、おおむね問題としては適切ではないかという評価のほうが多いと私は聞いております。あとは、採点方法、採点の基準ですが、この点について、どういう形で今後、司法試験委員会で対策をとるのか、これが問題になってくるのではないかと思います。

【片山評議員】 この評価結果というのは一般公開するんですか。

【由岐事務局長】 はい。

【片山評議員】 そうすると、受験生が法科大学院を選ぶときに、学生の目にも触れるわけですね。

【由岐事務局長】 財団のホームページで公表する予定です。

【片山評議員】 秘密ではないわけですね。要するに、大学にとってはプライバシーと

いうか。

【由岐事務局長】 それは法令で公開することが義務づけられております。

【片山評議員】 私のような仕事をしていますと、評価とかチェックとかモニタリングというのは、すごく大事だと思うんです。ところが、日本では往々にして、義務だからとか、通過儀礼といいますか、それをしないといけないからというように受け取るんですね。自治体なんかも、監査というのがあるんですけども、ほとんど機能していません。私なんかは、監査してもらって、組織の中に病理現象があれば、それを指摘してもらって直せば、非常によくなるので、ありがたいと思っています。市民オンブズマンなんか、頼みもしないのに、ただでやってくれて、私なんかはありがたいと思うんですけども、だけど、全国の自治体から忌み嫌われるわけですよね。それがもう日本の風土になっていて、下手すると、結局、チェック機能が何か埋没してしまうようなことになりかねないので、ぜひこれは、こういう第三者的なチェックシステムが機能してくれるといいのになと思っています。

そういう意味でいいますと、学位授与機構、一種の業界団体の系列評価ですが、そういうことは日本はできないんですね。例えば、私どもの業界でも、総務省、自治省というのがあって、自治体を、こういうシステムは違えますと評価するんです。例えば夕張市なんて、数年前までは非常に総務省の評価は高かったんです、よく頑張っていると。そういうものなんです。結局、ステークホルダーズが全然さわらないシステムになってしまっている。金融機関だとか、それから納税者、それを差しおいて業界団体の系列評価をやってしまうんですね。ステークホルダーズには知らせないほうがいいと。住民に知らせると、いたずらに不安を抱かせるからということ。そういうことをやってきて、夕張みたいになってしまった。夕張予備軍というのはいっぱいいるんですよ。何が問題かということ、きちんとした第三者評価とか、真のステークホルダーズのチェックとか、それがなかったというのが今回の教訓なんですけれども、今、政府がやろうとしているのは、やっぱり業界団体の系列評価、系列チェックをもっと強めようとするので、ほんとにつくづく私は、日本の社会というのは外部チェックを受け入れがたい社会だなと思っているんですけども、ぜひこれは、全くそういう業界団体の系列チェックではないですから、非常にいいと思います。そういうのを売りにされたらいいと思います。

【本林議長】 事務局のほうで、評価そのものと、ある特定の学校が各項目についてどういう教育をしているか、それも判定しているという、その厳格な評価の問題と、ほかの

ロースクールで例えばこういう試みをしているとか、さまざまなケーススタディーをほかの大学にも知らせて、自分たちで改善する一つの資料にするということはおやりになっているので、そのところ、ちょっと説明をしていただけますか。

【由岐事務局長】 私どもで、各大学の法科大学院の取り組みを書面にまとめさせていただきました。先ほど事務局から申し上げたように、29校、トライアル評価をやらせていただいたものですから、大学の研究者に29校について分析していただいて、どういう取り組みが現状なされているかを来年の3月までに出版しようということで、現在、計画しております。評議員の先生方には、できたら1冊ずつお送りさせていただきますけれども、現状を理解するには、そういうものをごらんになっていただくようなことが最もいいだろうと。先ほど言いましたように、私どもは評価のために評価しているわけではなく、法科大学院にほんとうによい法曹養成機関になっていただきたいものですから、私どもの内容は秘密というわけでもないし、ノウハウについても、いろいろな大学に提供しても構わないと思っております。できるだけ多くの大学に、今の法科大学院の現状を知っていただいて、お互い刺激し合っていただくことが一番いいことだと思っております。来年3月になりますが、一応出版の予定でございますので、お話しさせていただきました。

【本林議長】 最後に1点だけ皆さんのご意見を伺いたいと思います。先ほど自民党の小委員会の中で、文科省が、事後的な第三者評価だけに頼るんじゃなくて、その前の段階から法科大学院にもっと指導を強めていくべきだというような意見が出されているんですけども、文科省はどちらかというと、小、中、高、大学ぐらいまでの評価はできますけれども、こういう法曹養成という専門の養成機関というものについて、評価機関が充実してくれば、文科省がそこにまた関与してくるというのは、本来あるべき姿ではないのではないかなと思っておりますけれども、この辺は、やっぱり文科大臣をやっておられた方がこのメンバーの中に入っていますから、そういう意見が出てきたのかなと思うんですけども。

【片山評議員】 結局、こういうのは役人が書いているんですよ。自民党の政調になっていますが、政調にそんなの書く人はいませんから、結局、文科省とか法務省とか、関係官庁の人が書くんです。私も昔、役所にいましたけれども、事実上自民党の指示の下でやっているわけです。そうすると、自分たちの権限が拡大するとか、影響力が強まるような表現にするんです。それをやっていると、文科省が事前指導して、また法科大学院に文科省の役人、人を採れとか、そういう話になっちゃうわけです。これが日本の一番悪いとこ

ろなんです。だから、そういうことははねのけなきゃいけないと思います。やっぱり、ルールをつくって、自由にやって、事後チェックするという仕組みを定着させなきゃいけないと思います。もう一つ、さっき山本さんの話を伺っていて疑問に思ったんですが、もしわかったら教えていただきたいんですけども、自民党の中で評価機関の指導を強化しなきゃいけないというくだりがありましたでしょう。

【本林議長】 ありましたね。

【片山評議員】 認証評価機関への指導を強める。指導官庁はどこなんですか。

【山本事務局長代行】 文部科学省です。

【片山評議員】 これは文部科学大臣の認可法人なんですか。

【山本事務局長代行】 そうです、認証を受けています。

【本林議長】 今のところ、文科省から、この評価機関に対してどうこうしろというんじゃないで、むしろ文科省としては、非常によくやられているという評価をしてきているそうですけれども、その辺はどうなんですか。

【由岐事務局長】 先ほど学位授与機構のお話があったんですけども、私どもの評価基準をみて、学位授与機構もやり方を変えたり、いろいろ、こちらが先行している状況でございます。それと、文科省においては、私どもに圧力がかかったことはないし、あったとしてもはねのけます。

【本林議長】 大谷先生、何かお考えのほうがありましたら、お願いします。

【大谷評議員】 先ほど来、話題になっております評価と司法試験の関係について一言。現段階では、法曹養成の観点からの評価と司法試験の結果とが乖離する傾向があると思うんです。私ども法科大学院は、できるだけ法曹養成という観点から教育をしているんですけども、やっぱり合格率は悪かったですね。むしろ、初めは、司法試験の合格を目指して、きちんとした教育をしたほうがよかったんじゃないかというような反省はしていますけれども、しかし、いずれにしても、次第次第に法曹養成の観点の評価と司法試験の結果は密接になってくると思います。強いて言えば、評価機関で司法試験の問題を評価してほしいぐらいですよ。ことしの問題は非常に法曹養成に望ましい問題であったというようなことも、ある程度、公表されたほうがいいんじゃないかと私は思っています。

【由岐事務局長】 日弁連ではそういうシンポジウムを何度かやらせていただいております。いろいろな意味で、司法修習、新司法試験、全部に目配せしながらこの第三者評価というものをやっていかないと、法科大学院から不審を買うことになります。その辺は、

もちろん一気に全部できるものではないということだけのご理解いただきたいんですが、少しずつ法科大学院からはご理解をいただいているという状況です。

【新堂評議員】 先ほどの自民党の話の中に、認証評価機関の評価能力の向上という問題が出ていましたけれども、この財団で20数校のトライアル評価をおやりになったということですので、そのトライアル評価を通じた、財団サイドのいろいろなノウハウから、ご自身の評価みたいなものと、受けた側の感想とか不満とか、いろいろな問題点の指摘とか、そういったものをぶつけ合うような、機会を持たれたらどんなものでしょうかということでご提案申し上げたいと思います。

【本林議長】 今日はどうも、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。この評価を、5年に1回ということなので、一過性にしないで、厳格な評価はしたけれども、その後、やっぱり定期的にモニタリングをし、あるいはいろいろな情報を提供していくと。それで、最終的に法科大学院の教育の質の維持向上に役立ててもらいたいということも努力として必要だと思いますし、司法試験の結果の合格率だけがひとり歩きして、それだけが重要だというんじゃなくて、やっぱりこの評価を受け、しかも評価できちんと高いものを受けるということが重要だということを社会的にどんどんPRしていくということ。また、いい評価を受けたことが、司法試験に何らかの形でつながっていく。北城委員が、少しげたを履かせたほうがいいんじゃないかというご意見をおっしゃっていただいたというふうに。(笑)

【北城評議員】 そうではなくて、要するに、司法試験の問題そのものを本当に法曹を選び出す試験にさせていただいて、教育そのものも、またそれに合わせたものを評価していただければいいんじゃないでしょうか。げたは履かせない。

【大谷評議員】 いずれにしても、合格率が8割ぐらにならないと、法曹養成の観点からの教育というのは難しいですね。どうしても受験勉強になっちゃいますもんね。

【吉村評議員】 それから、受験された人で短答式で落ちている人の中には、法科大学院での内部試験の結果は非常にいい人も、短答式で結構落ちているというような話がちょっと聞こえてきたりして、短答式用の試験準備というのをやっている、やってないみたいなのが、これは単に試験の結果だけ見た話かもしれませんが、どうなのかなという話もありました。

【本林議長】 そうですね。ある程度の法律知識があるということで、そこでだめな人を振り落とすというための試験なんですけど、それがあつために、大学の授業だけじゃなく

て、もっと専門知識を勉強して、あるいは、極端にいうと予備校に通わなきゃなんないところまで走らせているところがあるところがあって、この択一問題の足切りのレベルをもっと低いところにするというようなことは、かなり意見としては出ているんですけども、これも大事なご指摘だと思います。

【千種評議員】　うちでも同じ議論があるのですが、社会人をたくさんとろうとしてやっておるのですが、短答式というのは、今のは短答式というのでしょうか。えらく長い文章が書いてあって、下が短答なんですけれども、昔の短答というのは質問のほうも短かった。(笑) シンポジウムなんかに出ても、出ておられる大学の先生が、「自分もやってみただけど、40問できなかつた。38問で時間切れになった」とか言っておられますように、ちょっと年をとると短答式は向かないんですね。我々もおそらく受からないでしょう。そういう試験がいいのかどうか、私はだれがそれを判定するのか知りませんが、もしいいとすると、学校でも短答式を教えなきゃいけないんですね。体育技術みたいに、自動車運転免許の更新じゃないですけども、講習会を開かなきゃ、とても受からないです。だから、そういうことを認証とどういう関連をつけていただくのか、私は今、疑問に思っています。

【本林議長】　そうですね、それは大きな課題ですね。

【吉村評議員】　以前、短答式はやめたらどうかという提案を、私、この席でした記憶があるんですけども、その時の話ですと、いずれロースクール生も、受験生が1万近くなるんじゃないかと。そうすると、やっぱり短答式じゃないと、試験が大変だというようなお話だったですね。その辺の見通しはどうなんですか。

【由岐事務局長】　まだ議論が進んでいません。

【吉村評議員】　当時の位置づけは変わったんですね。

【由岐事務局長】　幅広い知識を確認するというところで、昔みたいにクイズみたいな問題はなくなってきましたけれども、まだそういう傾向があるのならば、やはりそれは変えていかなければいけないと思います。

【吉村評議員】　昔のように、論文を受験するための足切りみたいな位置づけではなくなったんでしょう。ですから、先生がおっしゃったように、何か今、短答式はぬえみたいな感じですよ。やるべきなのかなということは考えています。

【由岐事務局長】　まだ新司法試験は1回しかしていないので、択一をもうちょっと割合を下げるのか、上げるのか、あるいは問題の質が悪いのであればいろいろところで声

を上げないといけないと思います。

【本林議長】 評価の客観性、公平性について、特に外部の有識者の参加という視点を重視しろということが自民党の書面にも書いてございますが、評価委員会の中には、例えばソニーの米澤さんとか、それから新日鐵の阿部さんとか、それから、消費者の関係で日和佐さんなど、かなり入ってまして、大変いい議論に加わっていただいているということで、この視点はこれからも持っていきたいと思っております。

それでは、北城さん、今回ご退任ということですので、最後にちょっとまとめということになりますが、ご意見を伺って。何か総括的に大所高所からお話をいただき、それで終わりにしたいと思います。

【北城評議員】 先ほどからお話ししているとおり、客観的な第三者評価というのは、いろいろな点でも重要だし、その評価に基づいて改善をしていく、気がつかないことも評価してもらうことによって気がついて改善ができるというのは、非常に重要なことだと思います。なおかつ、こちらは法曹実務に携わる方が中心なので、この趣旨を踏まえて、法曹の受け手である企業であるとか、あるいは労働界の方もすべて、こういう活動を続けていただければいいんじゃないかと思います。なかなか、評価を受ける学校の数を確保しようとする、安い費用で甘い評価をしてくれるところを求めるとするのは、ある意味では経済合理性のある話なんですけれども、その中でやっぱり評価機関の重要性を示すような具体的な評価の方法の公表であるとか、あるいは評価活動をどのように展開しているかということを開示しながら、この機関が社会的に認知されて、今後の法曹養成を実現していただきたいと思います。私は経済同友会の任期が来年の4月で終わるので、ちょうどそれに合わせて退任させていただきます。

【本林議長】 どうもお世話になりました、ありがとうございました。

【北城評議員】 あまりお役に立ちませんでしたけれども、参加させていただいて、大変いい勉強になりました。今回の評価の報告書を見て、私が理解する学位授与機構の今までの大学評価とは随分違うなど。(笑)

【本林議長】 では、今日は、このぐらいでいいですか。どうも、お忙しいところ、ありがとうございました。皆さん、いいお年をお迎えください。また来年もよろしくお祈りします。どうもありがとうございました。